

特定技能制度の運用改善等について

名古屋出入国在留管理局
就労審査第二部門
令和 8年1月21日

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

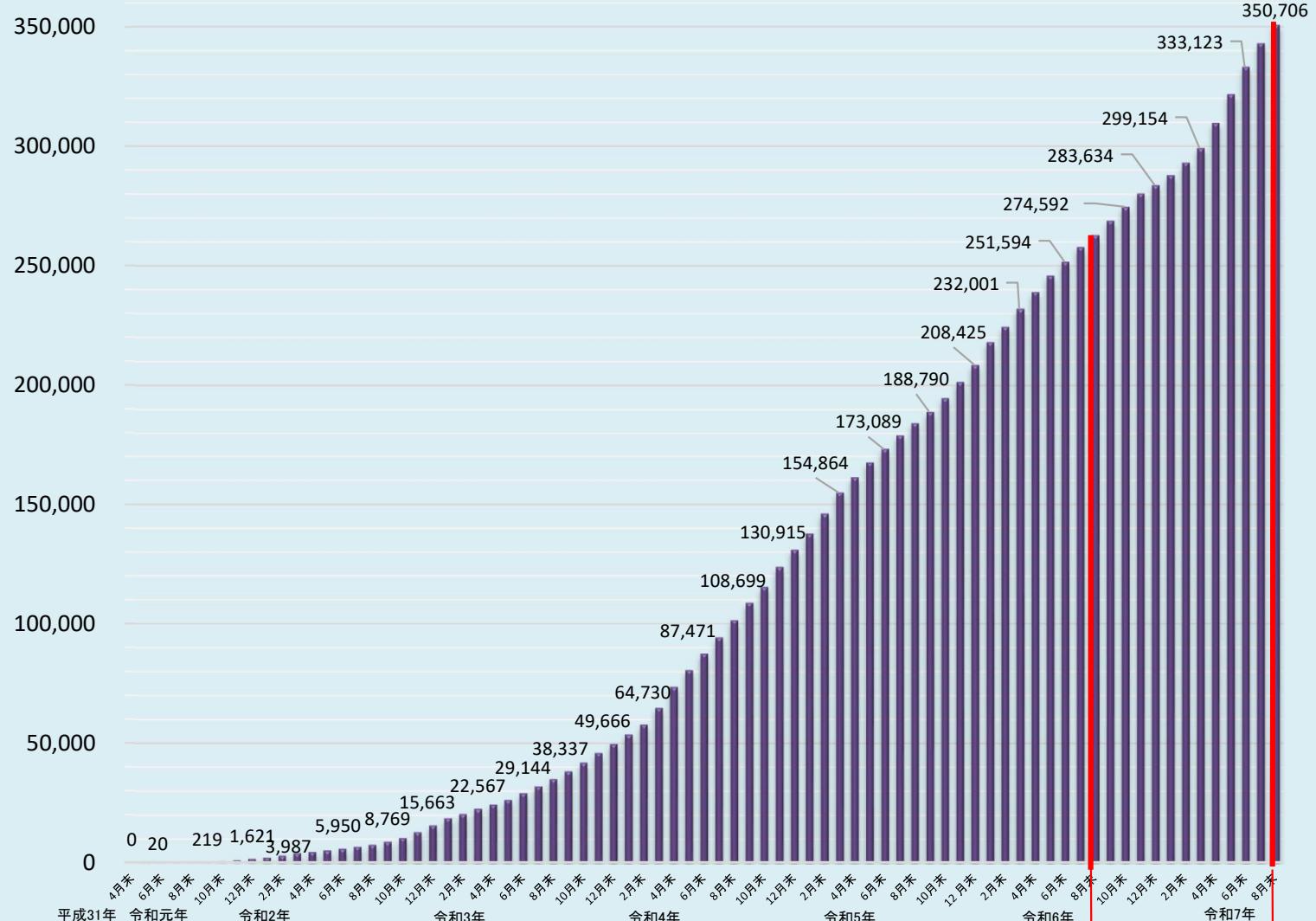
	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)令和7年4月21日、介護分野の上乗せ基準告示の改正により、訪問系サービスへの従事が可能に。 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造・RPF製造・陶磁器製品製造・印刷・製本・紡織製品製造・縫製 [10業務区分]	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・舶用工業	36,000人	造船・舶用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・舶用機械 ・舶用電気電子機器 [3業務区分]	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分]	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 [3業務区分]	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備・電気設備整備・車両整備 ・車両製造・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) [5業務区分]	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) [1業務区分]	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	直接

合計820,000人 (5年間の受入れ見込み数上限)

特定技能1号在留外国人数(令和7年8月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

350,706人

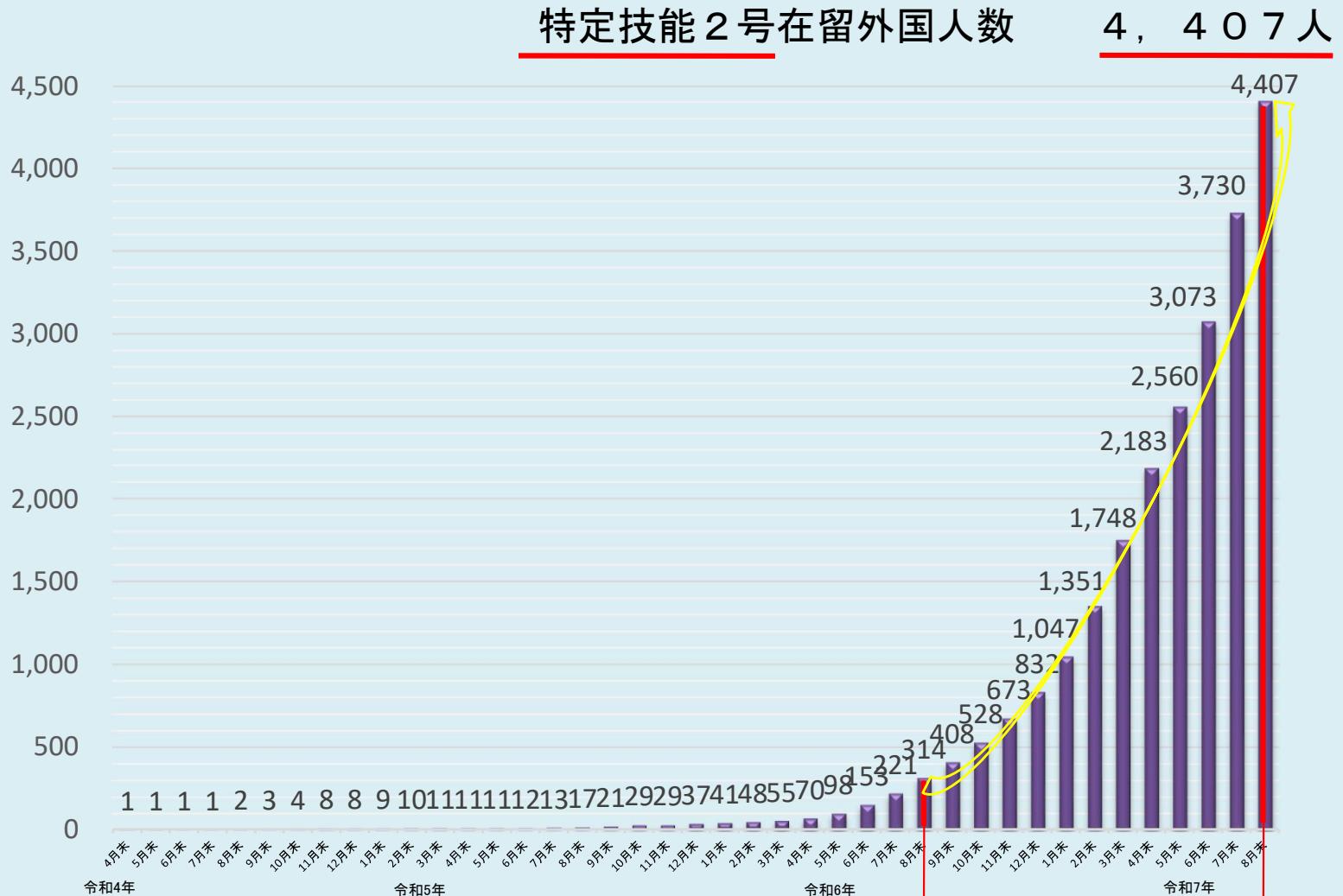


分野	人数
介護	58,992人
ビルクリーニング	7,763人
工業製品製造業	53,095人
建設	45,210人
造船・船用工業	10,882人
自動車整備	3,980人
航空	1,933人
宿泊	1,533人
自動車運送業(※)	40人
鉄道(※)	27人
農業	36,715人
漁業	4,261人
飲食料品製造業	87,793人
外食業	38,479人
林業(※)	0人
木材産業(※)	3人

(※)令和6年3月に受け入れ対象分野として追加

1年で
約90,000人増

特定技能2号在留外国人数(令和7年8月末現在:速報値)



(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

分野	人数
ビルクリーニング	6人
工業製品製造業	561人
建設	876人
造船・船用工業	187人
自動車整備	148人
航空	0人
宿泊	21人
農業	723人
漁業	13人
飲食料品製造業	1,176人
外食業	696人

特定技能制度運用状況③

特定技能在留外国人数(令和7年6月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 336,196人 (注2)

(1号+2号)

都道府県別特定技能在留外国人数

北陸エリア

東海エリア

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	14,697	1,635	2,137	3,316	614	1,547	2,240	15,830	6,272	10,377	21,654	20,764	22,605	20,222	2,871	3,056	3,239	1,926	2,411	6,989	7,760	9,900	26,209	7,110
構成比	4.4%	0.5%	0.6%	1.0%	0.2%	0.5%	0.7%	4.7%	1.9%	3.1%	6.4%	6.2%	6.7%	6.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.6%	0.7%	2.1%	2.3%	2.9%	7.8%	2.1%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山县	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定
在留数	3,795	6,609	22,465	11,857	2,233	1,314	834	910	5,380	10,966	2,850	1,456	5,143	4,423	1,507	12,031	2,377	3,392	6,526	2,865	2,448	4,997	3,507	930
構成比	1.1%	2.0%	6.7%	3.5%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	1.6%	3.3%	0.8%	0.4%	1.5%	1.3%	0.4%	3.6%	0.7%	1.0%	1.9%	0.9%	0.7%	1.5%	1.0%	0.3%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護 ②	ビル クリーニング	工業製品 製造業 ③	建設 ④	造船・ 舶用工業	自動車 整備	航空	宿泊	自動車運 送業	鉄道	農業 ⑥	漁業 ①	飲食料品 製造業 ⑤	外食業	林業	木材産業
在留数	54,916	7,423	51,473	44,160	10,791	3,820	1,818	1,282	10	21	35,454	3,853	84,892	36,281	0	2
構成比	16.3%	2.2%	15.3%	13.1%	3.2%	1.1%	0.5%	0.4%	0.0%	0.0%	10.5%	1.1%	25.3%	10.8%	0.0%	0.0%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	ミャンマー	フィリピン	中国	ネパール	カンボジア	タイ	その他
在留数	148,486	69,537	35,640	32,518	20,204	9,381	7,208	6,232	6,990
構成比	44.2%	20.7%	10.6%	9.7%	6.0%	2.8%	2.1%	1.9%	2.1%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(3,073人)を含む。

登録支援機関数・特定技能所属機関数

登録支援機関数(令和7年8月末現在:速報値)

10,574

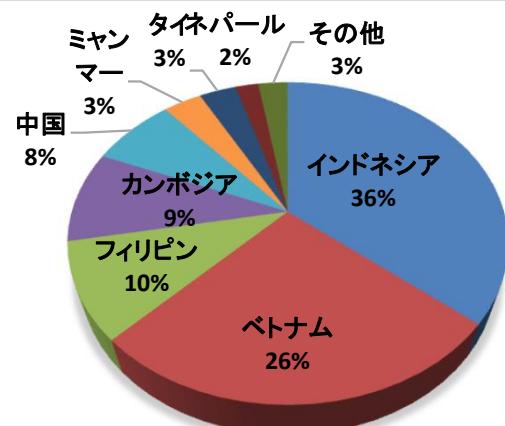
特定技能所属機関数(令和6年12月末現在:速報値)

50,099

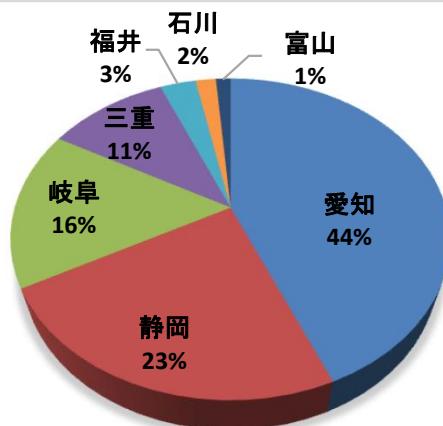
農業分野・特定技能1号在留外国人人数

令和7年6月末現在

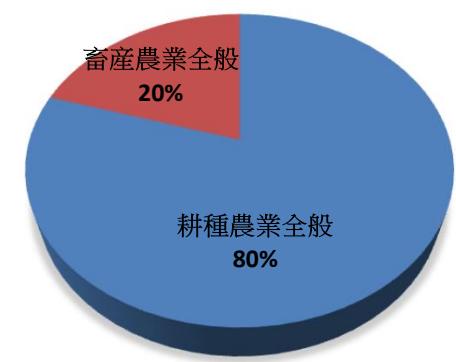
主な国籍・地域別			東海・北陸7県別					農業分野・種別		
国籍・地域	農業分野		全国順位	県	農業分野	(7県)	(全国)			
インドネシア	12,565	36.0%	東海・北陸7県	8	愛知	1,333	43.6%	3.8%	耕種農業全般	27,881 79.8%
ベトナム	9,221	26.4%		11	静岡	717	23.5%	2.1%		
フィリピン	3,388	9.7%		20	岐阜	489	16.0%	1.4%		
カンボジア	3,226	9.2%		25	三重	324	10.6%	0.9%		
中国	2,585	7.4%		36	福井	97	3.2%	0.3%		
ミャンマー	1,184	3.4%		46	石川	55	1.8%	0.2%		
タイ	1,143	3.3%		47	富山	40	1.3%	0.1%		
ネパール	707	2.0%		総数		3,055	8.7%		畜産農業全般	7,054 20.2%
その他	916	2.6%		1	茨城	4,937	14.1%			
総数	34,935	参考	47	富山	40	0.1%	総数		34,935	



主な国籍地域別割合



東海・北陸7県別割合



農業分野・種別割合

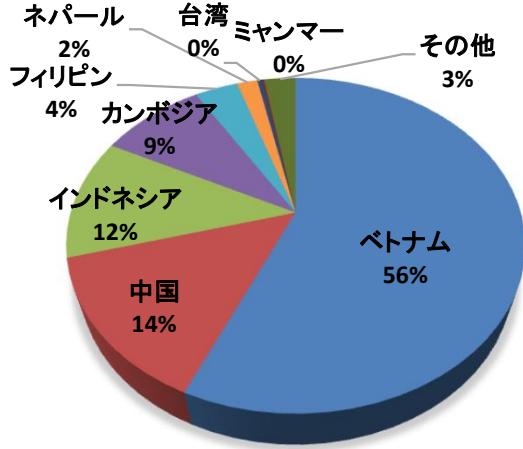
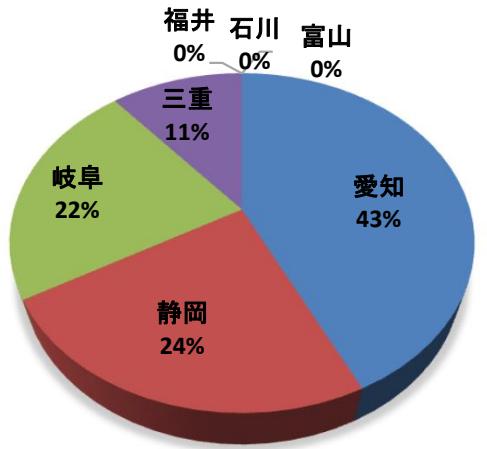
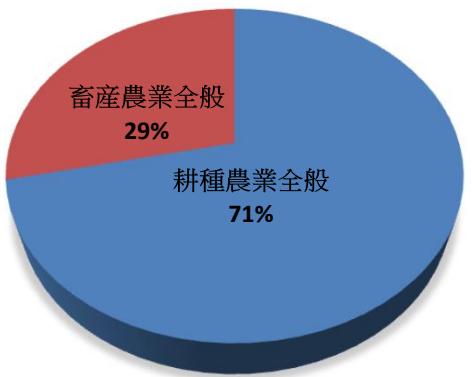
※ 小数点以下四捨五入

※ 小数点以下四捨五入

※ 小数点以下四捨五入

農業分野・特定技能2号在留外国人人数

令和7年6月末現在

主な国籍・地域別		東海・北陸7県別					農業分野・種別	
国籍・地域	農業分野	全国順位	県	農業分野	(7県)	(全国)		
ベトナム	294	56.6%	東海 北 陸 7 県	5	愛知	27 42.9%	5.2%	耕種農業全般 371 71.5%
中国	73	14.1%		9	静岡	15 23.8%	2.9%	
インドネシア	61	11.8%		11	岐阜	14 22.2%	2.7%	
カンボジア	46	8.9%		25	三重	7 11.1%	1.3%	
フィリピン	19	3.7%		39	福井	0 0.0%	0.0%	
ネパール	9	1.7%		39	石川	0 0.0%	0.0%	
台湾	2	0.4%		39	富山	0 0.0%	0.0%	
ミャンマー	1	0.2%		総数		63 12.1%		
その他	14	2.7%		1	北海道	83 16.0%		
総数	519	参考	39(最下位)	9県	0	0.0%	総数	519
 主な国籍・地域別割合		 東海・北陸7県別割合					 農業分野・種別割合	
※ 小数点以下四捨五入		※ 小数点以下四捨五入					※ 小数点以下四捨五入	

制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- 特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：350,706人（令和7年8月末現在、速報値）
- 特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：4,407人（令和7年8月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業
(赤字は特定技能1号・2号でも受け入れ可。黒字は特定技能1号のみで受け入れ可。)

特定技能1号のポイント

3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通常で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで）→「1年」が3年に延長

在留期間

技能水準

日本語能力水準

家族の帯同

支援

試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）

試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除）

※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり

基本的に認めない

受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

3年、2年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）→「2年」が追加

在留期間

技能水準

日本語能力水準

家族の帯同

支援

試験等で確認

試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）

要件を満たせば可能（配偶者、子）

受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

就労が認められる在留資格の技能水準

特定技能以外の在留資格

「技術・人文知識・国際業務」
「技能」
「高度専門職（1号・2号）」
「介護」
「教授」
等

特定技能の在留資格

「特定技能2号」

「特定技能1号」

専門的・技術的分野

非技術的・非専門的分野

「技能実習」→令和9年4月1日
「育成労」に変わる

1 趣旨

今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれる中、特定技能所属機関においては、

- ・地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること
- ・1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うこと

が求められる。

2 制度概要

協力確認書の提出

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、次のいずれかの時点において、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対し、「協力確認書」※を提出する。

- ・初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前
- ・既に特定技能外国人を受け入れている場合には、施行期日以降、初めて当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前

※ 地方公共団体から共生施策に対する協力を求められた場合には、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の文書。

在留諸申請における申告

特定技能外国人に係る在留諸申請において、特定技能所属機関は、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体が実施する共生施策について必要な協力をすることとしている旨を申告する。

1号特定技能外国人支援計画の作成・実施

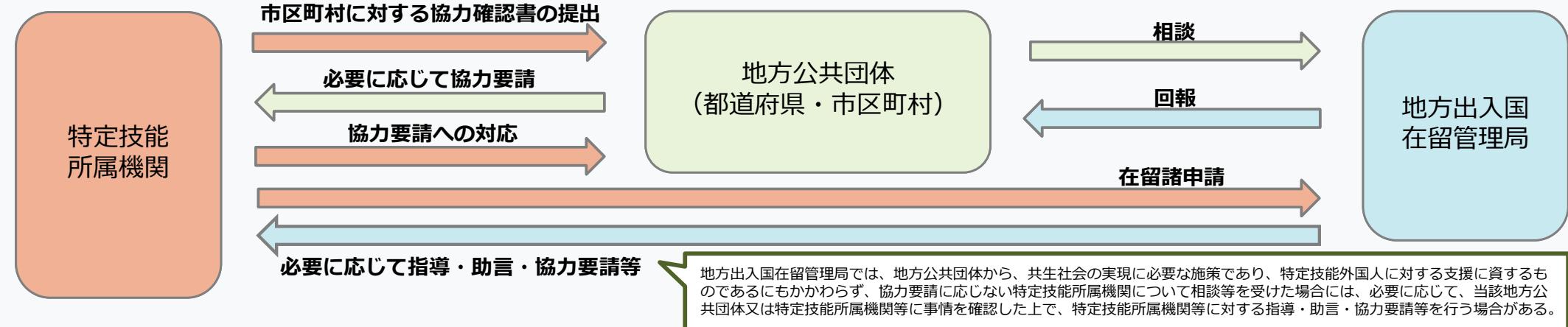
特定技能所属機関は、支援計画の作成・実施において、地方公共団体において実施する共生施策を確認し、これを踏まえた支援計画を作成の上、当該支援を適切に実施する。

地方公共団体からの協力要請への対応

特定技能所属機関は、地方公共団体から共生施策に係る協力を求められれば、それが共生社会の実現に必要な施策であり、特定技能外国人に対する支援に資するものである場合、当該協力要請に応じる。

※ 本件取組における地方公共団体が実施する共生施策とは、例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等が想定される。

3 運用イメージ



令和7年（2025年）4月1日から 特定技能基準省令の一部を改正する省令※が施行されます

※ 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令
及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年1月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）に明記されました。

これを踏まえ、特定技能基準省令の一部が改正され、特定技能所属機関は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすること、また、1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえることが規定されました。

特定技能所属機関が取り組む4つのポイント

1 協力確認書の提出



特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対し「協力確認書」※を提出します。

※ 地方公共団体から共生施策に対する協力を求められた場合には、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の文書（所定の様式は入管庁HPに掲載）。提出の時期は下記Q&Aの1.を参照願います。

2 在留諸申請における申告



特定技能外国人に係る在留諸申請において、地方公共団体が実施する共生施策に対し、必要な協力をすることとしている旨を申告します。

3 支援計画の作成・実施



地方公共団体が実施する共生施策（例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等）を確認し、これを踏まえ、1号特定技能外国人支援計画を作成・実施します。

4 必要な協力の実施



地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められたときは、当該要請に応じ、必要な協力を行います。

Q & A

運用の詳細は入管庁HPで御確認いただけます。



1. 協力確認書の具体的な運用について教えてください。

特定技能所属機関は、次のいずれかの時点において、市区町村に対し、協力確認書を提出します。

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前
- 既に特定技能外国人を受け入れている場合には、令和7年4月1日以降、初めて当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前

※ 協力確認書は各市区町村が指定する方法により提出してください。

2. 在留諸申請における申告・支援計画の作成について教えてください。

令和7年4月1日から特定技能外国人の在留諸申請における申請書（特定技能所属機関等作成用）及び「1号特定技能外国人支援計画書」の様式等が変更されます。令和7年4月1日以降の在留諸申請は、新たな様式に従って、各種申請書類を作成・提出してください。

3. 地方公共団体からどのような協力要請がありますか。

例えば、アンケート調査等への協力、各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等が想定されます。

詳細は入管庁HPに掲載しています。こちらから御確認ください。



本件取組H



Q & A



様式等



特定技能制

特定技能制度を利用される皆さまへ

2025年(令和7年)4月1日から

特定技能制度の提出書類のルールが変更となります！

- 2025年4月1日から、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。
- これにより、特定技能制度の申請及び定期届出時の提出書類のルールが変更されます。
- 施行後の主な変更点・注意点は下記のとおりです。



1. 在留諸申請の提出書類

(1) 同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている場合

- 同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている場合、提出書類のうち、下記(1)から(10)までの10項目の書類の提出が省略できます(※1)。
 - (1) 特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号)
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 業務執行に関与する役員の住民票
 - (4) 特定技能所属機関の役員に関する誓約書(参考様式第1-23号)
 - (5) 労働保険料の納付に係る資料
 - (6) 社会保険料の納付に係る資料
 - (7) 国税の納付に係る資料
 - (8) 法人住民税の納付に係る資料
 - (9) 特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号)
 - (10)雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号)

※1 必要がある場合には、別途、書類の提出をお願いすることがあります。

(2) (1)以外の場合

- 全ての提出書類の提出が必要です。
- ただし、以下の①から⑥の機関等については、過去3年間に指導勸告書の交付、又は改善命令処分を受けておらず、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行う場合(※3)、上記(1)の10項目の書類を省略することが可能です。
 - ① 日本の証券取引所に上場している企業
 - ② 保険業を営む相互会社
 - ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業)
 - ④ 一定の条件を満たす企業等
 - ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万以上ある団体・個人
 - ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

※2 従前の書類省略のルールは、2025年4月1日以降は適用されませんのでご注意ください。

2. 定期届出の提出書類

- 特定技能外国人を受け入れている場合、上記1(1)の10項目の書類は、1年に1回提出する定期届出の際に提出することになります(※3)。
- ただし、上記1(2)の①から⑥の機関等については、過去3年間に指導勸告書の交付、又は改善命令処分を受けておらず、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行う場合、当該10項目の書類を省略することが可能です(※4)。

※3 受入れ機関が毎年4月1日から5月31までに提出する「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」の添付書類として、受入れ機関の適格性に関する書類を提出してください。

※4 定期届出における提出書類の省略を希望される場合は、施行規則改正後の定期届出の提出が始まる令和8年4月までに利用者登録をしていただくようお願いいたします。

オンライン申請や電子届出について、詳しくはこちらから↓

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineprocedures.html>

2025年4月1日から、特定技能制度における各種届出の届出項目や届出頻度の変更を内容とする、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。施行後の届出の主な変更点・注意点は下記のとおりです。



1. 随時届出における注意点・変更点

- 随時届出は、2025年4月1日以降に提出する届出から新しいルールに基づく届出が必要となります。

① 受入れ困難に係る届出（参考様式第3－4号）【届出対象の追加等】

- 在留資格の許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合や雇用後に1か月活動ができない事情が生じた場合も届出の対象となります。
- 1か月間活動ができない事情が生じた場合や行方不明者発生などの際に添付する参考様式を新規に作成しました。
- 自己都合退職の申出があった場合について、受入れ困難の事由の対象外とします（雇用契約が終了した場合には、引き続き「雇用契約終了に係る届出」は必要）。

② 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出（参考様式第3－5号）【届出項目変更】

- 届出の対象が「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」があった場合から「特定技能基準省令第2条第1項各号及び同条第2項各号に適合しない場合」に変更されます。

※基準不適合の具体例

税金や社会保険料等の滞納が発生したとき、特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職を発生させたとき、関係法律による刑罰を受けたとき、実習認定の取消しを受けたとき、出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき、外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき、外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したときなど

③ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出（参考様式第3－7号）【新設】

- 特定技能所属機関による自社支援の場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に届出が必要となります。

④ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告（参考様式第4－3号）【新設】

- 登録支援機関が支援の全部委託を受けている場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に報告が必要となります（支援において特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合を含む。）。

2. 定期届出における注意点・変更点

- 2025年1月から3月までを対象期間とした届出（四半期に1回の届出）は同年4月15日までに提出する必要があります。
- 新しいルールの定期届出（1年に1回の届出）を最初に提出するのは、2026年4月以降となります。

受入れ・活動・支援実施状況に係る届出（参考様式第3－6号）【提出頻度変更・様式統合・届出項目変更】

- ・届出の提出頻度が四半期ごとから1年に1回に変更されます。
- ・対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況を翌年4月1日から5月31日までに提出する必要があります。

「受入れ・活動状況に係る届出書」と「支援実施状況に係る届出書」を一体化し、「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」に変更され、届出事項や届出時に提出いただく書類が、以下のとおり変更されます。

主な届出事項：特定技能外国人の労働日数、労働時間数、給与の支給総額、昇給率など一届出書本体に年度の平均を記載

別紙の内容：個人の年間活動日数、給与の総支給額、支援の実施状況等について、特定技能外国人を受け入れている事業所単位で作成

主な添付書類：特定技能所属機関の登記事項証明書、決算関係書類、役員の住民票写し、公的義務の履行証明書など

2025年4月1日施行の入管法施行規則については、届出関係の以外の運用についても変更点があります。

詳細については出入国在留管理庁ホームページの特設ページを確認してください。

https://www.moj.go.jp/isa/10_00225.html

特定技能制度を利用される皆さま

2025年(令和7年)4月1日開始

特定技能制度の提出書類と提出書類省略のルールが変更されます！



2025年4月1日から、特定技能制度における各種届出の届出項目や届出頻度の変更を内容とする、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。

これを受け、在留審査及び定期届出時の提出書類のルールが変更されます。

施行後の届出の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 在留諸申請の提出書類

(1) 特定技能外国人を初めて受け入れる場合【認定申請・変更申請】

外国人本人に関する書類（技能水準の立証資料等）に加え、受入れ機関としての適格性に関する書類が提出書類となります。

ただし、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い（※）、かつ、一定の事業規模のある機関等については、機関の適格性に関する書類を省略することができます。一定の事業規模のある機関とは、次の機関です。

- ① 日本の証券取引所に上場している企業
- ② 保険業を営む相互会社
- ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

※ 従前の書類省略のルールと異なり、オンライン申請と電子届出を行うことが書類省略の必須要件となります。

(2) 特定技能外国人を受け入れている機関【更新申請、2人目以降の認定申請・変更申請】

外国人本人に関する書類のみが提出書類となります（※）。

※ 審査の際、受入れ機関の適格性を確認する必要がある場合には、機関の適格性に関する書類の提出をお願いすることができますので、御協力をお願いします。

2. 定期届出の提出書類

- 特定技能外国人を受け入れている場合は、1年に1回提出する定期届出において機関の適格性を確認します。

受入れ機関が毎年4月1日から5月31日までに提出する「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」の添付書類として、受入れ機関としての適格性に関する書類を提出してください。

ただし、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い（※）、かつ、一定の事業規模のある機関等（上記1（1）参照）については、機関の適格性に関する書類を省略することができます。

※ 従前の書類省略のルールと異なり、オンライン申請と電子届出を行うことが書類省略の必須要件となります。定期届出における提出書類の省略を希望される場合は、入管法施行規則改正後の定期届出の提出が始まる令和8年4月までに利用者登録をしていただくようお願いいたします。

特定技能制度における

定期届出は

2026年4月まで

提出不要です！



- 2025年4月1日から、特定技能制度の定期届出が**1年に1度の提出**に変更となりました。
- 次回の定期届出は、**2026年（令和8年）4月1日から5月31日までの間に提出**が必要です。
- なお、2025年1月から3月までを対象期間とした定期届出がお済みでない場合は、速やかに、最寄りの地方出入国在留管理局まで提出してください。

▶ 詳細については、入管庁ホームページをチェック！

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html

